

地域の青色防犯 パトロール活動を 応援します！

活動 報奨金 制度

神戸市では、市内で青色防犯パトロール活動に取り組んでいる団体を応援する報奨金制度を設けています。

報奨金は、燃料費やドライブレコーダーの購入等、青色防犯パトロール活動に必要な経費に使っていただくことができます。

報奨金交付対象団体

- ・兵庫県警察本部から青色防犯パトロールの実施団体として証明を受けた団体
- ・団体所在地及びパトロール実施地域が神戸市内であること

活動対象期間

- ・毎年4月1日～翌年2月末日
※上記期間において、兵庫県警察本部から実施団体としての証明を継続して6か月以上受けていること。

報奨金額

4月～翌年2月末日における月の平均活動回数	報奨金額
4回以上8回未満	10,000円
8回以上12回未満	20,000円
12回以上	30,000円



※同じ日に複数の車でパトロールを行った場合、それぞれの車における活動回数を1回と数えます。3台で行えば、その日の活動回数は3回です。ただし、それぞれ異なる場所をパトロールしてください。

※月の平均活動回数が4回未満の場合、本制度の対象外となります。

※活動経費額が、報奨金額を下回る場合、活動経費額が交付金額となります。

→月の平均活動回数が5回で、活動経費が8,000円だった場合、交付金額は8,000円。

(例1) 4月～翌年2月末日における活動回数が100回

4月～翌年2月末日の活動回数	÷	活動期間	=	月の平均活動回数	⇒	報奨金額
100回		11か月		約9回		20,000円

(例2) 年度途中に活動団体を結成した場合 → (参考) 6月～翌年2月末日における活動回数が65回

6月～翌年2月末日の活動回数	÷	活動期間	=	月の平均活動回数	⇒	報奨金額
65回		9か月		約7回		10,000円

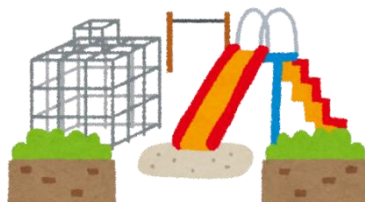


報奨金の用途

報奨金は、青色防犯パトロール活動に必要な以下の経費に充当していただくことができます。

燃料費／ドライブレコーダー購入費／活動ユニフォーム購入費／車載用拡声器購入費／自動車税／車検代／自動車保険料／駐車場使用料／車両修繕費

報奨金交付までの流れ



- ・報奨金を受領するための事前申請は必要ありません。
- ・報奨金は、年度末の3月中に、前年の4月～2月末まで1ヵ月間の活動実績報告及び報奨金交付申請を行っていただいた場合に交付されます。

証明交付

- ・兵庫県警察本部から、青色防犯パトロールの活動団体証明を受ける。
(※既に証明を受けている団体は、必要ありません。)

活動実施

(4月～翌年2月末)

- ・活動1回の目安：約30分～
- ・活動記録（神戸市様式）の記入 ※神戸市ホームページからダウンロードするか電話にてお取り寄せください。
- ・活動経費を証明する領収書等は、保管しておく。

活動実績報告

(翌年3月中)

- ・3月中に、活動実績報告及び報奨金交付申請（以下の書類を提出）を神戸市に行う。
- ・青色防犯パトロール活動報奨金交付申請書／兵庫県警察本部から交付された「証明書」の写し／活動経費を証明する領収書等の写し／活動記録（神戸市様式）／口座指定書／誓約書

報奨金の 交付

- ・活動実績に基づき、報奨金を交付します。



★書類の提出 及び 問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市危機管理局防犯対策課

「青色防犯パトロール活動報奨金制度」担当行

※書類提出は、上記住所への送付のみ。

電話：078-322-6238（平日 9:00～12:00、13:00～17:30）